

物 品 売 買 契 約 書 (案)

由利本荘市（以下「売払人」という。）と〇〇〇〇（以下「買受人」という。）とは、次の条項により、物品の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 売払人は、売払人の所有に係る末尾に記載する物品（以下「売買物品」という。）を買受人に売渡しする。

（売買代金）

第2条 物品の売買代金は、金〇〇〇〇円とする。
上記代金のうち、消費税及び地方消費税は、金〇〇〇円とする。

（売買代金の支払）

第3条 買受人は、前条の売買代金を本契約の締結から7日以内に、売払人の発行する納入通知書により売払人の指定する金融機関に納付しなければならない。

（物品の引渡し）

第4条 売払人は、第2条に規定する売買代金の納入を確認後、速やかに売買物品をその所在する場所において現状のまま買受人に引渡し、買受人は売払人の指定する期日までに売買物品を搬出するものとする。
2 買受人は、前項に規定する引渡しを受けたときは、売払人に売買物品の受領書を提出しなければならない。

（危険負担）

第5条 買受人は、本契約締結のときから売買物品の引渡しのときまでの間において、当該物品が売払人の責めに帰することのできない理由により滅失又はき損した場合は、売払人に対して売買代金の減免を請求することができない。

（契約不適合責任）

第6条 買受人は、本契約の締結後において、売買物品に契約不適合があることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

（権利義務等）

第7条 本契約の締結後における当該物品の買受人への名義変更等については、買受人が一切の責任を負う。
2 買受人は、前項の手続きを契約の締結から30日以内（売払人が仕様書等により別に期日を指定したときはその期日まで。）に行い、終了後速やかに売払人にその手続きに係る書類の写しを提出しなければならない。

（費用の負担）

第8条 本契約の締結、物品の引渡し及び名義変更等の手続きに要する費用は、すべて買受人の負担とする。

（契約の解除）

第9条 売払人は、買受人が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。
2 買受人は、正当な理由がなくて本契約に定める義務を履行せず、売払人が前項の規程により契約を解除したときは、9か月間新たな一般競争入札による物品売払いに参加できない。

（返還金等）

第10条 売払人は、前条に規定する解除権を行使したときは、買受人が納付した売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。
2 売払人は、前条に定める解除権を行使したときは、買受人が負担した本契約及び引渡し等に係る一切の費用は返還しない。

（買受人の原状回復義務）

第11条 買受人は、売払人が第9条に規定する解除権を行使したときは、売払人の指定する期日までに売買物品を現状に回復して返還しなければならない。ただし、売払人が売買物品を現状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。
2 買受人は、前項ただし書きの場合において、売買物品が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を売払人に支払わなければならない。又、買受人の責めに帰すべき事由により売払人に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を売払人に支払わなければならない。

（損害賠償）

第12条 売払人は、買受人が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

（返還金の相殺）

第13条 売払人は第10条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、買受人が第11条若しくは前条に定める損害賠償金を売払人に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

（疑義等の決定）

第14条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、売払人と買受人が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

物品の表示

物品番号	品 名	数量	契約金額（円）	備考
		合計		

令和〇年〇月〇日

貸 主 住 所 由利本荘市尾崎17番地

氏 名 由利本荘市長 湊 貴信

借 主 住 所 〇〇〇〇

氏 名 〇〇〇〇